

2023年5月1日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  
株式会社エコログ

## 電気供給約款等の変更に関するお知らせ（ハッピーエネでんき）

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は2023年6月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気供給約款等の内容を変更させていただきます。当該約款等の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### ■ 変更の対象となるお客さま

ハッピーエネでんきをご利用のお客さま

### ■ 変更の概要

近年の世界的な資源価格高騰に加え、ウクライナ情勢の長期化を受けて、昨今発電燃料価格は過去に類をみない水準にまで高騰し、電力調達コストが著しく増大しております。このような情勢の中、当社は、当社の電源調達の実情をより適切に電気料金に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、燃料価格の変動に応じて電気料金の加減算を行う燃料費調整と、卸電力市場における電力取引価格の変動に応じて電気料金の加減算を行う調達調整費につき、それぞれ算定方法等の変更を実施する判断に至りました。また、その他に、コンビニ払込票発行手数料の値上げ等、以下「■ 変更の内容」に記載する諸事項を変更いたします。

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、当社からのご説明後も変更にご納得いただけない場合等、当社サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですが他小売電気事業者様へのお切り替えのご契約手続きをお願いいたします。

### ■ お問い合わせ先

エコログカスタマー

- ・メールフォームでのお問い合わせ <https://eco-log.co.jp/contact/>
- ・お電話でのお問い合わせ 0570-056-383 10:00~18:00（日祝除く）

### ■ 政府による電気料金の値引き施策について

当社では、政府による電気料金の値引き施策を実施しております。

詳細は下記ホームページからご確認ください。

- ・URL <https://eco-log.co.jp/gekihenkanwa/>

## ■変更の内容

### ① 燃料費調整における燃料費調整単価の算定方法の変更（2023年6月以降）

2023年6月の検針日以降の期間（2023年6月1日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間）において使用される電気に適用する燃料費調整に関しまして、燃料費調整単価の算定式を、以下のとおり変更いたします。（下線を付した部分が追加となります。）

なお、以下の算式における平均燃料価格については料金表に定めるとおりとし、基準燃料価格及び基準単価については、それぞれ供給区域ごとに以下表に定めるとおりです。これらの内容に変更はございません。

- ・1 キロワット当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ \times \text{当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数}$$

- ・1 キロワット当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ \times \text{当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数}$$

供給区域	基準燃料価格	基準単価（税込）
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	37,200 円	0.197 円/kWh
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	31,400 円	0.221 円/kWh
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	44,200 円	0.232 円/kWh
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	45,900 円	0.233 円/kWh
北陸電力送配電株式会社の供給区域	21,900 円	0.161 円/kWh
関西電力送配電株式会社の供給区域	27,100 円	0.165 円/kWh ※1
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	26,000 円	0.245 円/kWh ※2
四国電力送配電株式会社の供給区域	26,000 円	0.196 円/kWh ※3
九州電力送配電株式会社の供給区域	27,400 円	0.136 円/kWh

※1 ただし、1 契約につき最初の 15 キロワット時までは、2.475 円を基準単価として適用します。

※2 ただし、1 契約につき最初の 15 キロワット時までは、3.680 円を基準単価として適用します。

※3 ただし、1 契約につき最初の 11 キロワット時までは、2.154 円を基準単価として適用します。

※2023年6月1日付制定時点における燃料費調整適用係数は、全供給区域で「0.0」といたします。

#### <燃料費調整適用係数の改定>

当社は、毎月 1 日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

※2023年6月の検針日の前日までの時間において使用される電気に適用する燃料費調整に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

※その他の詳細は、[料金表](#)〔2023年6月1日改定版〕別表「6 燃料費調整」の内容をご確認ください。

## ② 調達調整費に関連する規定の変更（2023年6月以降）

2023年6月の検針日以降の期間（2023年6月1日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間）において使用される電気に適用する調達調整費につきまして、関連する規定を以下のとおり変更いたします。

### (1) 還元基準値および追加請求基準値の改定

調達調整費は、以下に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり各契約種別における料金の加減算を行うものですが、この調達調整費の算定に係る還元基準値および追加請求基準値を、以下のとおり改定いたします。

調達単価	調達調整費の還元	調達調整費の追加請求
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値（以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。）に、当社が電気供給約款別冊にて定める調達単価係数(※本書発行日現在、全供給区域で1.2)ならびに消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第3位以下を切り捨てます。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める還元基準値を下回った場合、各契約種別における料金から、以下の算定式により算定する調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める追加請求基準値を上回った場合、各契約種別における料金に、以下の算定式により算定する調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

### <2023年6月1日付改定時点における還元基準値および追加請求基準値>

供給区域	還元基準値	追加請求基準値
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	9.35 円	13.75 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	4.40 円	8.80 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	6.60 円	11.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.50 円	9.90 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	3.30 円	7.70 円
関西電力送配電株式会社の供給区域	3.85 円	8.25 円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	3.30 円	7.70 円
四国電力送配電株式会社の供給区域	4.40 円	8.80 円
九州電力送配電株式会社の供給区域	4.40 円	8.80 円

### <調達調整費の算定式>

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第1位以下を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

## (2) 調達調整費の算定に係る JEPX エリアプライス平均値の反映時期の変更

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、「N 月 1 日から N 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価」によって算定するものと定めておりましたが、「N+1 月 1 日から N+1 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価」によって算定するものと変更いたします。

## (3) 調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値見直し時期の変更

当社は、毎年一定の時期（3ヶ月ごと年4回）において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものと定めておりました。

この調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値見直し時期に関しまして、社会情勢や電力取引価格の変動状況等を適時柔軟に当社サービスのご提供内容・条件等に反映することを目的として、毎月 1 日時点において前述の見直し及び改定を行うことができるものと変更いたします。

## (4) 調達調整費の適用除外期間の廃止

供給開始日から 3 度目の検針日（なお、供給開始日と同日の検針日は 1 度目に数えません。）の前日までにおいて使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものと定めておりましたが、2023 年 6 月の検針日以降の期間（2023 年 6 月 1 日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間）において使用される電気に適用する料金以降、当該規定の適用を廃止いたします。

※2023 年 6 月の検針日の前日までの時間において使用される電気に適用する調達調整費に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

※その他の詳細は、[料金表](#)（2023 年 6 月 1 日改定版）別表「7 調達調整費」の内容をご確認ください。

## ③ 遅延損害金の額の変更（2023 年 6 月 1 日以降）

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けるがありますが、当該遅延損害金の額について、【その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額】に変更いたします。

※詳細は、[電気供給約款](#)（2023 年 6 月 1 日改定版）の 22（遅延損害金）の内容をご確認ください。

## ④ 保証金の内容の変更（2023 年 6 月 1 日以降）

当社による供給の開始または供給継続の条件として、お客さまに預託いただく場合がある保証金に関しまして、算定期間の開始日が 2023 年 6 月 1 日以降である料金に適用する保証金の内容を以下のとおり変更いたします。

この変更により、これまで 1 月あたり一定の金額の保証金を預託されていたお客さまにつき、2023 年 6 月以降、別途以下の内容に従い改めて当社が保証金の預託を求める場合を除き、毎月の保証金の預託は終了となります。ただし、これまでに預託いただいた保証金は引き続き当社にてお預かりするものとし、供給契約の終了時に、電気供給約款に定めに従ってお返

いたします。

＜算定期間の開始日が2023年6月1日以降である料金に適用する保証金＞

当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で、当社の指定する方法により、保証金を預けていただくことがあります。なお、予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を勘案して算定いたします。

- ・支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合
- ・新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合であって、他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われなかった場合、もしくは支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われないことが予想される場合
- ・その他当社が別途定める場合

※詳細は、[電気供給約款](#)〔2023年6月1日改定版〕の23（保証金）の内容をご確認ください。

## ⑤ その他の変更（2023年6月1日以降）

前述の④までの事項の他、以下の事項に関する電気供給約款および料金表の改定を行います。詳細は[電気供給約款](#)〔2023年6月1日改定版〕および料金表〔2023年6月1日改定版〕の内容をご確認ください。

- (1) 電気供給約款の変更等その他の供給契約の変更の際に当社が行う供給条件の説明、契約変更前の書面交付（お客さまの承諾を得て情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）および契約変更後の書面交付の方法および省略に関する規定の変更

※改定後の電気供給約款 2（供給約款の変更）をご参照ください。

- (2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項について、お客さまに遵守いただく旨を明記する規定の追加

※改定後の電気供給約款 6（供給契約の申込み）をご参照ください。

- (3) 供給契約の自動更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに供給契約の更新を行うことをいいます。）の際に当社が行う説明、更新前の書面交付および更新後の書面交付の方法および省略に関する規定の追加

※改定後の電気供給約款 7（供給契約の成立および契約期間）をご参照ください。

- (4) 当社が供給契約に基づき当社がお客さまに対して有する債権の譲渡に関する規定の変更（債権譲渡先となり得る者の追加）

※改定後の電気供給約款 24（債権の譲渡）をご参照ください。

- (5) 解約希望日の1ヶ月前までの当社からの通知による供給契約の解約に関する規定の追加

※改定後の電気供給約款 42（解約等）をご参照ください。

- (6) 再生可能エネルギー発電促進賦課金について定める関連規定の法令や告示に関する修正等その他の供給契約の実質

的な変更を伴わない修正（誤字脱字や条数ズレの修正等）

(7) その他、2023年6月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

※改定後の電気供給約款および料金表に関しましては、[こちら](#)からご確認いただけます。

以上